

# 戸山サンライズ



## 特 集

特別障害給付金 ~本年4月から支給開始~

## レクリエーション

レクリエーションも無料強制から有料選択へ





花見山は廣大な山地なので、「どの」桜木にポイントをモチーフするかが大変でした。

#### 第19回障害者による写真全国コンテスト

「桜花の花見山」  
(福島市花見山)

仙台市 武田 廣志

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第19回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より200点にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

## 2005年 3月号 目次

### 特集

「特別障害給付金～本年4月から支給開始～」 ..... 高橋 利夫 1

### スポーツ

「生活保障とスポーツ文化の保障～京都での取り組みを手がかりに～」 ..... 水谷 裕 7

### レクリエーション

「レクリエーションも無料強制から有料選択へ」 ..... 勝矢 光信 10

### 障害者の健康と栄養

「重症心身障害児者における摂食機能障害への取り組み」 ..... 南川 智子 13

### 社会保険情報

「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会」 ..... 厚生労働省 17

「障害者自立支援法案の概要」 ..... 20

### お知らせ

「平成17年度全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

主催研修会日程及び概要」 ..... 22

# 特別障害給付金

## ～本年4月から支給開始～

高橋社労行政事務所

社会保険労務士 高橋 利夫

### 1 はじめに

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）」が、平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

この法律は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

大学生等が事故による障害基礎年金を受給することができないで無年金者を生じてくる中で、2年前に厚生労働省が無年金障害者の救済試案を発表していました。また、国会でも学生無年金障害者の状況が問題として採り上げられていました。

そのような中で、先の第159回通常国会において、平成16年6月10日、自民党・公明党が「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案」を提出、継続審議の扱いとなっていた同法案は、11月17日、衆議院厚生労働委員会に提案、同月19日同委員会で可決、同月25日に衆議院本会議で可決、参議院に送られました。

参議院では、12月1日の厚生労働委員会で趣旨説明、修正説明の後、原案どおり可決、12月3日、参議院本会議において全会一致で可決、成立したものです。

この法律は、障害基礎年金等を受給してい

ない障害者に対する特別な福祉的措置を講ずるため制定されたという経緯があり、また、この特別障害給付金は、対象者からの請求に基づき、支給されることとされていることから、この法律施行前においても、できるだけ早く対象者へ周知を図る必要があるとして、厚生労働省では周知に務めることとされています。

この法律に関する手続の詳細等については、現在、厚生労働省で検討が進められており、政令・省令等が整備されることとなっています。

なお、問合せの窓口は、最寄りの社会保険事務所・社会保険事務局となっています。

### 2 法律の概要

厚生労働省の資料に基づく法律の概要を次に記すことにします。

#### (1) 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金（以下「給付金」といいます。）を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とします。

#### (2) 支給の対象となる方

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組

合等の加入者) の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

### (3) 支給額

障害基礎年金1級に該当する方

月額 5万円(2級の1.25倍)

障害基礎年金2級に該当する方

月額 4万円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

本人の所得により、支給が全額又は半額支給停止される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、その手当の支給は停止されます。

給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分からの支給となります。

支払いは、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。前月までの分を受け取ることになります。(初回支払いなど特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。)

### (4) 請求手続の窓口等

① 窓口

請求の窓口は、住所地の市区町村役場となります。

給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。

② 請求の受付開始日

平成17年4月1日から受付されます。

請求は、原則として、65歳に達する日の前日(65歳になる誕生日の前々日)までにする必要があります。

平成17年4月1日に65歳を超えている方には、経過措置として、平成22年3月31日まで申請することができます。また、4月1日以降間もなく65歳に達する方についても必要な経過措置が講じられる予定となっています。

### (5) 請求に必要な書類

給付金の請求には、障害基礎年金を請求する場合に準じた書類が求められます。

- ① 特別障害給付金請求書
  - ② 年金手帳又は基礎年金番号通知書
  - ③ 障害の原因となった傷病にかかる診断書  
(複数の診断書が必要な場合があります。)
  - ④ レントゲンフィルム及び心電図所見のあるときは心電図の写し
  - ⑤ 病歴等申立書
  - ⑥ 受診状況等証明書(③の診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。)
  - ⑦ 特別障害給付金所得状況届(任意加入対象の学生であった方がその他必要なもの)
  - ⑧ 生年月日についての市区町村長の証明書  
(住民票)又は戸籍の抄本
  - ⑨ 在学証明書
  - ⑩ 在学内容の証明にかかる委任状(予定)  
(任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他必要なもの)
  - ⑪ 戸籍の謄本(生年月日及び婚姻年月日確認のため)
  - ⑫ 年金加入期間確認通知書(共済用)(初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合に必要となります。)
- ①③⑤から⑦まで⑩の用紙は、市区町村役場・社会保険事務所に備え付けられる予定となっています。

その他、受診状況等証明書を添付できないなどの理由により初診日の確認ができない場合、65歳到達前の傷病についての診断書が添付できない場合、在学証明書を添付できない場合などにおいては、その他当時の状況を確認できる参考資料を提出することになります。

### 3 終わりに

以上、請求手続を中心にして記述しましたが、厚生労働省では、次の点に注意をするよう呼びかけています。

#### (1) 支給開始

給付金は、請求月の翌月分から支給されることになっており、17年4月に請求した場合には、翌月の5月分から支給されます。

このため障害の認定や初診日、初診日における在学状況や扶養関係等を確認するために必要な書類等がすべてそろわない場合であっても、4月中に請求することが可能としています。まずは、請求をし、後日、これらの不足している必要書類を提出し、認定された場合には、認定後、請求月の翌月分（4月請求の場合、5月分）から支給されます。

#### (2) 障害認定

障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど時間を要する場合があり、支給の決定までに数ヶ月かかることもあるとして、あらかじめの了承を得たいとしています。この場合、支給が決定されれば、請求月の翌月分にさかのぼって支給されます。

#### (3) 申請免除

なお、給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

このほかに、

「特定障害者に対する特別給付金の支給に関する法律」概要を別掲する。

また、参議院厚生労働委員会の次の附帯決議を掲載する。

### 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議

参議院厚生労働委員会

平成16年12月1日

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかった在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

2 国民年金に加入できなかった在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となっている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。

3 特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。

4 本法の施行に当たっては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努めること。

5 今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生することがないよう、万全の体制整備に努めること。



# 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律概要

## 第1 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とすること。

## 第2 概要

### 1 対象者（特定障害者）

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

(1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

- ・当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
- ・65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
- ・(2)において同じ。

(2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

### 2 支給要件

特定障害者が次のいずれかに該当するとき（(2)及び(3)に該当する場合にあっては、厚生労働省令に定める場合に限る。）は、給付金の支給を行わない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- (3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

### 3 給付金の額

- (1) 給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、  
・障害の程度が1級に該当する場合は、5万円  
・障害の程度が2級に該当する場合は、4万円  
とする。
- (2) 給付金については、消費者物価指数による物価スライドを行う。

### 4 認定

- (1) 特定障害者は、給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び給付金の額について、65歳に達する日の前日までに社会保険長官の認定を受けなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該申請をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならない。

### 5 支給期間及び支払期月

- (1) 給付金の支給は、4の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、給付金の支給をすべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

### 6 支給の制限

所得に着目した支給制限を行う。

### 7 支給の調整

給付金は、特定障害者が国民年金法による老齢基礎年金等を受けることができるときは、その額の全部又は一部を支給しない。

### 8 不服申立て

社会保険庁長官のした給付金に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

### 9 国民年金保険料の免除に関する特例

給付金の支給を受けている者について、申請免除の特例措置を講じる

### 10 費用の負担

給付金の支給に要する費用は、その全額を国が負担する。

## 11 事務費の交付

国は、市町村（特別区を含む。）に対し、事務の処理に必要な費用を交付する。

## 12 時効等

- (1) 給付金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- (2) 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
- (3) 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

## 13 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

## 14 経過措置

施行日時点において既に65歳に達している特定障害者については、施行日から5年以内に限り、4(1)にかかわらず、認定の請求ができる。

## 15 検討

日本国籍を有していないなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。（附則第2条）





# 生活保障とスポーツ文化の保障

## ～京都での取り組みを手がかりに～

京都障害者スポーツ振興会

副会長 水谷 裕

### ◇生活を保障するということは

日本国憲法第25条【生存権、国の社会的使命】の1項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」また、2項には「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあり、生活保障と言えば経済的な面を思い浮かべる人が多く、一般的にも、そのように理解されているのが通常であると考えます。

人は社会と言う集団の中で生きる生き物で、単独では生きられるものではありません。

社会の中での営みは、一人ひとりが支え合うことが基本なのです。そして、言うまでもなく、社会の中には様々な条件や状況の違いを持ちながら生活をされている人がいると言うのは誰でも知っていることですが、そういった人々すべてを対象として考え方を進めて行かなければなりません。

生活を保障するということは、果たしてどういうことなのでしょうか？

確かに前述のような捉え方で間違いはないのですが、障害のある人々が社会の中で生きていくことを想い浮かべた時、何が、どう保障されるべきなのでしょうか？それは、社会の中で障害のない人々と同様に、当たり前のことを行なうように、普通のことを普通のようにでき、暮らせる社会環境を、ハード面、ソフト面等あらゆる側面から構築することではないかと考えます。

### ◇障害のある人々にとってスポーツは

一般的に言ってもスポーツや文化的なことについては二義的に置かれているということや、スポーツという言葉が非常に狭く捉えられていることがあります。二点ほど揚げてみると、ひとつには、とりわけ、障害者運動の活動家や家族、また周囲の人々の多くは、まだまだ、文化とかスポーツよりも、まず、労働（就労）を得ることが先決で、文化・スポーツは二の次、三の次と考えておられる方が多いのではないかでしょうか。二の次三の次なら障害のある人々は働くことが出来なければ、文化・スポーツを親しんではいけないでしょうか。そういう理屈からすれば、重い障害のある人々にはムリということになります。本来、スポーツ・文化・労働（就労）は平行して考えられねばならないもので、なにが先で、なにが後としてとらえるべきではないのではないかでしょうか。そうでなければ必ず取り残される人がでてきます。

また、もうひとつは「スポーツ」イコール「競技スポーツ」と狭く捉えているということです。スポーツという言葉をもっと大きな視野で捉え、身体を動かすことの大切さと運動のできる環境整備の必要性を促すことが大事なことと考えます。

特に障害のある人にこそスポーツは大切なものです。なぜなら、障害のある人々は、体が不自由なゆえに、障害のない人々に比べてかなり運動量（日常動作なども）が不足

がちで、老化も早く、ひいては、寿命が短いと言っても過言ではありません。

ドイツの生理学者ルーは、「トレーニングの三大原理」の元となったその法則で、「動物のからだは、適度に動かせば発達する。」といつており、小野三嗣教授は雑誌「リハビリテーション」の中で、それに加えて「動かさなければ退化・萎縮し、寿命まで短くなる」と書いておられます。人間も動物の一種であり、理論のとおり、動かすことが必要であることは言うまでもない事実であり、このことは、「運動は動物存在の基礎条件」であることを明白に表しているのです。

#### ◇ 「3つのデモ」の保障を障害のある人に！

スポーツは、「誰でも」、「いつでも」、「どこでも」の、「3つのデモ」が万人に保障されなければなりませんが、まだまだ一部の人たちに限られていると言っても過言ではありません。特に障害のある人々は、長い間スポーツという蚊帳の外に置かれてきました。その大きな理由は「障害者は何も出来ない」という障害のない人々の勝手な判断と、「体育施設自体使える環境がない」というものでした。しかし、国際障害者年以後、年々障害のある人々に関する情報などが、障害のある人々自身や障害のない人々の間に多く流れるようになって、障害のある人々が、様々なことにチャレンジするようになり、障害のない人々は、そういった姿を見るに付け、理解を示すように変化してきました。また、昨今においては「障害者のまちづくり条例」等が各府県などでつくられたため、ハード面においては、曲がりなりにも整備されて来ているものの、ソフト面がまだまだ追い付いて来ていないため、体育施設は使える環境が整っているとは言えないのが現状で、障害のある人々が安心して心おきなくスポーツが出来る場所は、「〇〇市

障害者スポーツセンター」（以下センター）と言われる専用もしくは優先のところに限定されており、とてもスポーツ権を確立しているとは言えません。

現在、そういった「センター」を利用している人々の大半は、ソフト面が整えさえすれば、いくらでも近隣にある身近なスポーツ施設を利用することができ、さらには、従来の「センター」のような施設には、もっともっと重い障害のある人々を誘うことが出来ると考えます。

#### ◇ 京都での障害のある人々のスポーツ支援活動について

京都における障害のある人々のスポーツ活動の支援組織として、昭和46年11月『京都障害者スポーツ振興連絡協議会』（現京都障害者スポーツ振興会）が、他の府県で見られるような行政等のバックアップなど全く無い中発足しました。

きっかけは、現日本身体障害者陸上競技連盟会長の芝田徳造立命館大学名誉教授が「京都の障害のある人々にもスポーツ活動の保障を」という呼び掛けをされ、それに呼応した、障害者（児）団体・施設や、盲・聾・養護学校等14団体の体育・スポーツ担当者が集まったのです。



以来30余年、「スポーツの高度化を目指す事業（より高いレベルに向けての競技力の向上）」と、「スポーツの輪を広げる事業（すべての障害のある人にスポーツの喜びを）」の二本柱を基本として取り組み、サポート活動をあらゆる場面で進めてきました。そして、現在では様々な障害のある人々のスポーツ活動がなされるようになりました。

#### ◇ 京都における障害のある人々のスポーツ活動の発展

前述のような支援活動の基本理念を元に、京都におけるスポーツ活動の原点とも言える「障害者スポーツのつどい」や、府内各地への「巡回スポーツ教室」を皮切りに、スポーツをする「楽しさ」や「喜び」そして、「何事へも挑戦する心」を大切に、裾野の拡大を進めてきました。そして、国際障害者年と第24回全国身体障害者スポーツ大会の開催が、京都都市障害者スポーツセンターの建設を促し、京都の障害のある人々のスポーツ環境を飛躍的に速めました。

今日の京都では、障害のある人々が様々なスポーツ施設を利用し、自主的なクラブ活動等がされるようになり、一方では、府内全域を対象にした「全京都障害者総合スポーツ大

会」をはじめ、「市町村や施設・団体による大会」「種目別競技大会」等々スポーツ活動に関わる機会が無数にあり、あらゆる障害のある人々がスポーツに親しんでいます。

これらの活動に対する評価が、結果として平成2年、都道府県レベルでは日本で初めて体育協会の加盟が認められ、障害のない人々の競技団体と対等に肩を並べられるようになり、障害のある人々も、同じライン上に立つ環境が整ったことになり、スポーツ文化の保障の確立へと、ようやく歩み始めてきたところです。

これからも、すべての障害のある人々のスポーツ活動の市民権の確立を目指して邁進して行きたいと考えています。



# レクリエーションも無料強制から有料選択へ

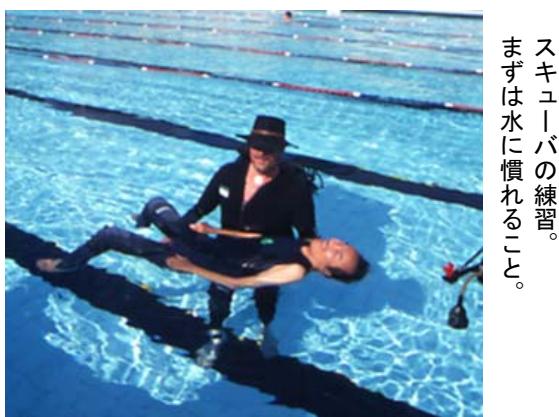
葛飾区電話相談員

勝矢 光信

現在、どこの施設でも、レクリエーションの質の向上に努められています。しかし、障害者も介護を担当している人も「レクリエーションは無料、もしくは低額でやるのが当然」と考えていることが多いのではないでしょうか。高齢化社会が進んでいく中で、これまでの考えに固執していては、質の良いレクリエーションはのぞめない時代になってきました。商業ベースに乗った、料金のかかるレクリエーションは、それなりの喜びと充実感を得ることができます。これからは、レクリエーションも無料強制から有料選択の時代になりつつあります。そこで、有料選択の時代に向けての対策を探ってみたいと思います。



馬との交流？



## ●遊びのぜいたく視から抜け出そう

施設でのデイケア・レクリエーションは無料ですが、つまらないと感じている障害者も多いのではないかでしょうか。質の良いレクリエーションにはそれなりに経費もかかります。しかし、経費を払っても、選択できて、楽しいレクリエーションをやりたいという人も増えてきています。例えば、乗馬・スキューバダイビング・旅行など、専門会社によって提供されている「遊び」は、お金はかかるが、おもしろい。

これまでの福祉サービスは、遊びを「ぜいたく視」して、その費用保障を十分に考えてきました。障害者レクリエーションに関するサービスはあっても、画一的・集団的で一人一人のレク欲求に応えているとは言い難いです。

一方、無料でレクリエーションを提供されることに慣れてしまった障害者は、「有料」に抵抗を感じて、消極的な人生に甘んじたまま、積極的な選択をあきらめている人も多いと思います。しかし、世の中は進歩して、選択できる時代がようやくやってきました。まだまだ十分に選択できるほどのメニューは整っていませんが、「レクリエーションを選べる」時代になってきたことは確かです。このチャンスを逃すのはもったいない。先に挙げた、乗馬・スキューバダイビング・旅行なども、障害者にとって決して手の届かない「遊び」ではなくなりました。お金さえ払えば参加可能なのです。

## ●有料レクリエーションに挑戦する

年金の充実、社会の理解の向上などで、障害者＝貧困者というイメージは無くなりました。社会は、今や、高齢者・障害者を大切なお客さまとして、扱ってくれるようになってきています。デパートに行っても、昼間は高齢者・障害者が、お客の半分を占めています。商業ベースでレクリエーションを考えると、もう一歩も二歩も豊かなレクリエーションのアイデアが生まれます。障害者のイメージは、有料化・商業ベース化で、急速に変化しています。施設職員も、古い概念を捨てて、新たな発想で、地域資源を利用した企画をするべきだと思います。

ごく普通にサッカーを見に行き、ごく普通にサッカーの話をしている最近の障害者には、暗さが全く見られません。野球観戦・相撲観戦が好きな障害者は、いかにして確実にチケットを手に入れるかに必死です。確実にレクリエーションで、人生を豊かにしている障害者が増加しています。劇団「四季」に夢中になっている障害者は、単独で、交通機関を利用して、鑑賞に行く。「ドリカム」のコンサートに、凍りつく雪の夜に出かける。皆、積極的になってきています。

たとえ有料でも、天国にはお金を持って行けません。生きているうちに有効に使ったほうが良いと思います。また、高額であっても、人生の月謝と信じて、意欲的に投資することが大切であると思います。お陰で、私も積極的な性格を得られましたし、人生のおもしろさを感じられるようになりました。

## ●レクリエーション充実のためのアイデア

そこで、有料選択の方向を目指して、施設職員や障害者がどんな工夫をし、知恵を出し合って、レクリエーション生活の充実を図つたらよいのか、いくつかのアイデアを上げてみましょう。

## 〈各種、割引制度に精通しよう〉

博物館・美術館・動物園・植物園などの割引を利用する（外国旅行においても、障害者手帳を提示してみるとよい）。

劇場・映画館・展示会・球場などの割引。

飛行機は37%割引になる。

電車・バスは、普通乗車券が半額、船も半額、タクシーは1割引になる。



スロープ付きのタクシーも、電話ですぐにたのむことができました。（オーストラリア・シドニー）

## 〈平日昼間のレクリエーションの場を探そう〉

ボーリング場・カラオケ・デパート・遊園地・温泉は穴場である。平日昼間のレクリエーションの場では「割引」を導入している所も少なくない。特に、平日のカラオケ料金は安く、また、職員も余裕があるので、笑顔で「手」を貸してくれる。

近所のレクリエーション場に、「平日昼間の割引をしてください」とお願いすると、意外にも受け入れてくれる。経営者側は、昼間に施設をあそばせておくよりも、半額でも客が来てくれたほうが良いと考えている。団体で来場することの多い障害者のお客さまは、歓迎されている。

### 〈社会資源を利用しよう〉

情報の豊富なインターネットで、介護付きレクリエーション、安いレクリエーションなどを探そう。

図書館・プール・障害者福祉社会館・障害者スポーツセンターなど、各種の施設では、さまざまな企画がある。カルチャー教室や料理教室、コンピューター講座なども行なわれている。スポーツ大会や地域のお祭には、必ず参加しよう。地域の広報誌などで、日程や会場を常にチェックしておくこと。また、ボランティア派遣を行なっている行政機関も増えたので、これらを利用することで、行動範囲はさらに広がる。

一方、民間会社もさまざまな試みを始めているので、モニター募集などには積極的に参加しよう。有料選択の流れは急速である。障害者対象の有料レクリエーションは、現在のところはまだ、かなり高額である。需要と供給のバランスで料金は決まる。障害者のニードが増加し、競合会社が増加すれば、価格は安くなる。そのためにも、多くの障害者がさまざまなレクリエーションに挑戦し、社会参加を果たしてほしい。



リフト付き雪上車でピクトリア大水原へ  
(カナダ・バンフ)

### ●支援費の利用範囲拡大を

現行の制度では、障害者のレクリエーションについては、支援費の対象外となっていて、ヘルパーを頼めません。実費でヘルパーを頼むと、かなりの高額になるなど、まだまだ問題は多いです。介助などで費用がかかりすぎると、旅行やスポーツや文化活動に参加することが難しくなります。

行政にも一般市民にも、どうにかして「権利としてのレクリエーション」を認めてもらい、レクリエーションへの参加を容易にしていくことが、これから最大の課題です。旅行やプールの介護は、支援費では認められていません。しかし、アンケートを取ると、障害者の一番やりたい事は、「旅行」「プール」となっています。「散歩」さえもおさえられる方向に進みつつあります。支援費をレクリエーション分野に広げることは、障害者の切なる願いとなっています。

ボランティアを活用すればいいという声があるかもしれません。しかし、ボランティアでは限界があり、選択範囲も制限されます。レクリエーションの範囲を拡大するには、どうしても介護の保障が必要です。障害者は、金持ちでは無いが、時間持ちです。有限な時間を充実するには、有料レクリエーションに対する偏見をなくし、その拡充を目指して、さまざまな方法を見つけていくことが大切であると思います。



車内では鬼がサービス中!!(京都・嵐山)

# 重症心身障害児者施設における摂食機能障害への取り組み

宮城県 重症心身障害児者施設 エコー療育園

南川 智子

## はじめに

重症心身障害児者の食事については従来からいろいろな検討がされてきてますが、当園で2年程前より取り組んでいる、「安全で食べやすい食事」「食べる機能を促す食事」を目的とした食形態の見直しと、変更について良い結果が得られたので報告します。

## 方法

医師、作業療法士、管理栄養士、調理師から成る食形態検討委員会を組織し、まず、委員会の中で変更案と具体例を検討、提示した。スーパーバイザーである歯科医師の意見を頂いて、最終決定した。次に医師、管理栄養士、調理師により新食形態に合致するよう各食材別に打ち合わせを行った。

その後、実際に食材別に料理を試作した。検討委員会メンバー及び各棟師長、スタッフによる試食、検討を繰り返し、調理法と仕上がりの状態を確認した。各利用者への給与形態は、医師、作業療法士による摂食機能の見直しを経て、決定した。

食養委員会の承認を得て、職員、保護者に主旨説明の文書を配布して、平成14年5月1日より、給与開始した。

## 結果及び考察

旧食形態は、きざみなし、きざみ、極きざみ、極小さきざみ、ペーストの5段階であったが、新食形態は、以下の6形態に変更した。

「普通」 基本的に私達が通常食べるのと同じ形態である。

「普通軟菜」(かじり取り・咀嚼練習食)

普通より少し軟らかく調整し、硬いものを入れている。

「軟菜」(かじり取り・咀嚼練習食)

歯肉でかめる軟らかさに調整している。

「押しつぶし」(押しつぶし・嚥下練習食)

しっかり形はあるが、舌と上あごで押しつぶして飲み込める形態で、最も調整が難しく、水分の多い果物などは、このようにゼラチンゼリーを別に作るなど、工夫している。

「ペーストⅡ」(嚥下・捕食練習食)

硬めのペーストで、少し唾液と混ぜて飲み込めるくらいに調整する。

「ペーストⅠ」(嚥下・捕食練習食)

そのままで飲み込めるなめらかでべたつかないペースト。

小さく刻めば食べやすいという思い込みを一掃し、食べやすさは軟らかさとのど越しの良さで決まる、ということを意識づけるため、刻みということばは使用しなかった。

また、離乳食中期段階の形態として、押しつぶし食を導入し、軟菜以上の形態には、かじり取りのできる物を意識的に取り入れるなど、練習食としての位置付けもはっきりさせた。

### 【実際の調理例についての説明】

#### 肉料理「生姜焼き」

軟菜はとろみあんをかけたり、ソースの工夫をして飲み込みやすくしている



#### 魚料理「かれいの煮付け」

このような、味を染み込ませる調理は、食材の旨みを逃さず、食材の型崩れを防ぐ調理方法として真空調理を利用している。(魚に含まれる脂肪分により、軟菜は、形のまま供することもある)

(煮汁にトロミをつけている)さらに、さんまやいわし等の骨を軟らかくする料理や肉や野菜の煮込み料理などはスチームコンベクション(※)を使って夜間調理をしている。



#### 卵料理「厚焼き卵（シラス）」

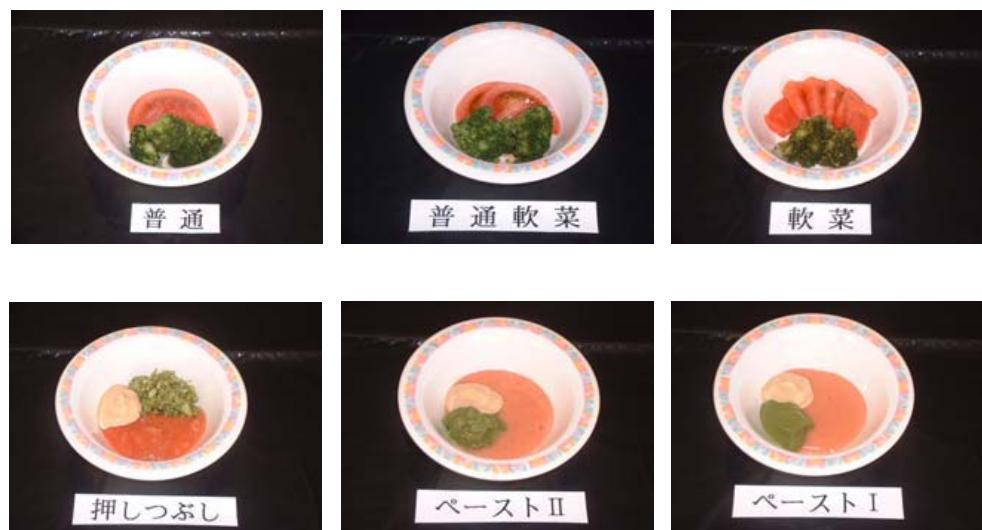
(かじりとりのできる程度の大切りにして供する)

(このように、加熱時間によって、硬さの大きく変化するものは、以前にも増して、温度、時間の設定に注意が必要となった)



## 「トマトとブロッコリーのサラダ」

トマトも熟し加減により、押しつぶし食として、粗キザミ程度で供することもある。水っぽいものの場合は、押しつぶし、ペーストⅡ、Ⅰは増粘剤で硬さの調整をする。また、ブロッコリーなどの野菜類は、ゆで時間を見て、「普通」から「軟菜」の軟らかさの調整をしている。味付けも「普通」「普通軟菜」「軟菜」はドレッシング「押しつぶし」「ペーストⅡ、Ⅰ」はマヨネーズを使っている。



## おわりに

話し合いの程度で、これまで利用者の“食べる機能”についての認識が不十分なまま、思い込みで調理していた事に気付かされた。嚥下のへたな人は、ちょっとした物性の変化でも、むせてしまうこと、咀嚼というのは、噉み碎くだけでなく飲み込みやすい食塊を形成する事が重要なので、口の中でまとまりやすい形態のものが良いこと、介助者が手元調理しやすい形態にする事で、より効果的な個別対応ができること、“食べる機能”は少しづつ段階を追って食形態を上げていく事で発達していくこと、など多くの事を学んだ。

食形態変更後10ヵ月経過した時点で、直接介護職員へのアンケートを実施したところ、摂食機能への職員の意識が高まり、介助法も変化している方もいること等、食形態変更が非常に有益であったことがわかった。今後もおいしくて栄養的配慮がいきとどいているだけに留まらない、よりよい重症児施設の食事を探求していきたい。

### ※スチームコンベクション

蒸す・焼く・煮る・温めるなどの加熱調理を1台でこなす、多機能加熱機器（時間・温度・モードを設定し使用）。

# 社会保険情報

**(問)** 2月初めに年金振込通知書が届きました。私は、これまで所得税を払っていないのですが、2月受給分から引かれるようになりました。

その点は、税制改正で致し方ないものと思いますが、それでは、平成17年度分の年金額はどうなるのでしょうか。

## (答)

### 1 配偶者控除の減額と老年者控除の廃止等

老齢（退職）年金は、所得税法上、雑所得として課税対象となっていることは御承知のとおりです。この度の税制改正（配偶者控除の減額と老年者控除の廃止等）により、これまで所得税を引かれていない方でも、2月からは支払額から所得税が課税されたり、増額となった方が出てきました。そのようなことで御質問者にも所得税が課されるようになってきたものです。

年金受給者に関する税制改正については、本誌（平成16年11月号）に詳しく説明していますので、そちらを御覧下さい。

### 2 平成17年度の年金額は16年度と同額

平成17年度の年金額がどうなるのかという御質問ですが、結論を先に申し上げますと、年金額は16年と同じ額が支払われるということになります。

#### (1) 「特例水準」の年金額の支給

平成16年の年金改正法により、年金額は毎年度変更される仕組みに変わっています。しかし、経過措置に基づき、実際に支給されている物価スライド特例水準（平成12～14年度の累積△1.7%のマイナススライドを特例的に実施しないで据え置かれている水準）の額が、改正後の規定により計算された本来の年金額よりも上回る場合は、「特例水準」の年金額を支給することとされています。

すなわち、△1.7%分を解消するまでは、現行の年金額が維持されることになっています。いいかえれば、本来の年金額に比べて1.7%分上積みされた「特例水準」の年金額が、現在、支給されていることになります。

#### (2) 平成16年全国消費者物価指数

「本来額」については、既に年金が裁定されているものは物価で、新規に裁定されるものは名目手取賃金で年金額が決まるとなっています。

ところで、総務省が1月に発表した平成16年平均の全国消費者物価指数が平成12年を100として98.1となり、前年（15年）（98.1）と同水準となったことで、17年度の年金額の改定率は0.0%であることが確定したことにより、17年度の年金額は、16年度と同額になるということです。

平成17年度の年金額の見込み (月額)

	平成16年度	平成17年度
国 民 年 金 (老齢基礎年金 1人分)	66,208円	66,208円
国 民 年 金 (老齢基礎年金 夫婦 2人分)	132,416円	132,416円
厚 生 年 金 (夫婦 2人分の基礎年金を含む標準的な年金額)	233,300円	233,300円

(注) 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準です。

（回答：社会保険労務士  
高橋 利夫）

## 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催概要

### 1 名 称

2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会

### 2 開催期間

2005(平成17)年2月26日(土)～3月5日(土) 8日間

**開会式** 2月26日(土) 17時～19時 長野市：エムウェーブ

※皇太子殿下御臨席、内閣総理大臣・厚生労働大臣御出席

**競 技** 2月26日(土)～3月4日(金)

※皇太子殿下・常陸宮同妃両殿下・桂宮殿下・高円宮妃殿下御覧

**閉会式** 3月5日(土) 14時～16時 長野市：エムウェーブ

※高円宮妃殿下御臨席、厚生労働大臣御出席

### 3 開催地

長野県 長野市、山ノ内町、白馬村、牟礼村、野沢温泉村

### 4 組 織

#### (1) 開催契約主体

NPO 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会実行委員会 (GOC)

理事長 盛田 英夫 (盛田(株)社長)

#### (2) 大会運営主体

NPO 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野 (SONA)

理事長 安川 英昭 [セイコーエプソン(株)会長]  
[(社)長野県経営者協会会長]

### 5 大会規模

(1) 参加国・地域 84カ国・地域

(2) 選手団 約2,600人

アスリート 約1,800人

コーチ 約800人

※日本選手団 150人 (アスリート109人、コーチ41人) 全7競技に参加

(3) ボランティア 約8,500人

(4) 観客 総観客数 約204,200人 (3/5, SONA発表)

※内訳	開会式	約7,500人	競技 1日目 約3,900人 2日目 約15,700人 3日目 約10,400人 4日目 約10,300人 5日目 約16,400人 6日目 約17,500人 7日目 約16,900人
	閉会式	約7,000人	
	県内トーチラン	約56,000人	
	SOタウンほか	約42,600人	
	競技	約91,100人	

### 6 実施競技及び会場

実施競技	会 場
アルペンスキー	山ノ内町：志賀高原一の瀬ファミリースキー場
クロスカントリースキー	白馬村：スノーハーパー
スノーボード	牟礼村：いいづなリゾートスキー場
スノーシューイング	野沢温泉村：オリンピックスポーツパーク
スピードスケート	長野市：エムウェーブ
フィギュアスケート	長野市：ビッグハット
フロアホッケー	長野市：ホワイトリング

### 7 特記事項

(1) アジアで初めての世界大会

(2) オリンピック・パラリンピック開催地で初の世界大会

(3) 冬季世界大会史上最多の参加国・地域数

日本選手団入場



宣 誓



スノーボード(牟礼村)



開会宣言



小泉内閣総理大臣

クロスカントリースキー(白馬村)



2005年  
スペシャルオリンピック  
ス  
冬季世界大会(長野県)

スノーシュeing(野沢温泉村)



スピードスケート(長野市・エムウェーブ)



アルペンスキー(山ノ内町)



フロアホッケー(長野市・ホワイトリング)



表彰式



フィギュアスケート  
(長野市・ビッグハット)



スペシャルオリンピックスではアスリート全員が表彰されます。

閉会宣言



尾辻厚生労働大臣

聖火分化



聖火は世界7地域の代表が持つトーチへ移されました。  
7つの聖火は世界中で日々行われ、成長し続けていくSOを象徴します。

## 障害者自立支援法案の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

### 1 障害者自立支援法による改革のねらい

#### 1 障害者サービスを「一元化」

サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供

#### 2 障害者がもっと「働く社会」に

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働くよう、福祉側から支援

#### 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する

#### 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する

#### 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

##### (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける

##### (2) 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める

### 障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

#### 身体障害者福祉法

- ・身体障害者の定義
- ・福祉の措置 等

#### 知的障害者福祉法

- ・福祉の措置 等

#### 精神保健福祉法

- ・精神障害者の定義
- ・措置入院等 等

#### 児童福祉法

- ・児童の定義
- ・福祉の措置 等

## 2 法案の概要

### (1) 納付の対象者

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

### (2) 納付の内容

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練（リハビリ等）、就労移行支援等の訓練等給付費（障害福祉サービス）
- ・心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療（公費負担医療） 等

### (3) 納付の手続き

- ・給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。（残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。）

### (4) 地域生活支援事業

- ・市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業（相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等）に関すること。

### (5) 障害福祉計画

- ・国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）を定めること。

### (6) 費用負担

- ・市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

### (7) その他

- ・附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

## 3 施行期日

○利用者負担の見直しに関する事項のうち自立支援医療（公費負担医療）にかかるもの 平成17年10月

○新たな利用手続き、国等の負担（義務的負担化）に関する事項、利用者負担の見直しに関する事項のうち障害福祉サービスにかかるもの等 平成18年1月

○新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月

# 平成17年度 全国身体障害者総福祉概センター修業会要

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会 主催：(財)日本障害者リハビリテーション協会 (独立行政法人福祉・医療機関助成事業)	障害者が地域において、保健、医療、福祉を心としているところの人々が、その人らしさとがんばりをもつて、地域に貢献するための研修会である。また、地域の施設運営や、施設運営の向上などを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、障害者地元支援センター及びその他の関係施設にて障害者を必要とする事業者にて実務に携わる者	【身体障害者コース】 12月13日(火) ～12月16日(金) 【知的障害者コース】 <第1回> 9月20日(火) ～9月23日(金) <第2回> 1月10日(火) ～1月13日(金)	4日 4日 4日	150名 180名 180名	
障害者施設研修会	新任職員コース 機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設等による必要な知識・技術等の研修会である。 障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対する研修会である。	新任職員（異動による新任を含む）。 OT・PT・スポーツ指導員 看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	6月7日(火) ～6月9日(木) 10月4日(火) ～10月6日(木)	3日 3日	70名 100名
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対する研修会である。 身体障害者福祉行政等新規の障害者の生活修復支援施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びディサービスセンター等幹部職員及び中間管理職員。 (開催地：宮城県仙台市)	11月24日(木) ～11月25日(金)	2日	70名
障害者保健福祉サービスコース～身体障害者コース～		身体障害者の特性や保健福祉サービスを円滑に提供するために理学療法士等の専門職員による研修会である。 身体障害者の地元での自立した生活を支援することができるよう、障害者の地域の優れた人材を養成することを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びディサービスセンター等幹部職員。 (開催地：宮城県仙台市)	2月23日(木) ～2月24日(金)	2日	70名
		身体障害者の特性や保健福祉サービスを円滑に提供するために理学療法士等の専門職員による研修会である。 身体障害者の地元での自立した生活を支援することができるよう、障害者の地域の優れた人材を養成することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、保健会議、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ペーンシックコース> 7月5日(火) ～7月8日(金)	4日	150名
		地域で身体障害者支援業務を実施し、地域に貢献する人材を養成することを目的とする。	地域で身体障害者支援業務を実施し、地域に貢献する人材を養成することを目的とする。 (現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 1月25日(水) ～1月27日(金)	3日	50名

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス研修会 ～知的障害者コース～	知的障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑運営するために研修する。また、障害者支援の実践的な手法について研修する。 地域で知的障害者支援業務に携わる者について実践的な研修を実施し、地域で支援することを中心的存続と成りうる人材を養成することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域に携わる者	<第1回ペーシックコース> 6月21日～6月24日（金） <第2回ペーシックコース> 10月18日（火）～10月21日（金）	4日	180名	
	地域で知的障害者支援業務に携わる者について実践的な研修を実施し、地域で支援することを中心的存続と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で知的障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 (現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 3月7日（火）～3月9日（木）	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修される。障害者が豊かな人生を送れるようになることのできる自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者支援に携わる者 のレクリエーション支援者	<第1回ペーシックコース> 7月19日（火）～7月22日（金） <第2回ペーシックコース> 11月8日（火）～11月11日（金）	4日	70名	修了者は日本クリエーション協会公認「クリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することを中心的存続と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者にとどまらず、レクリエーション支援のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 2月7日（火）～2月9日（木）	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツ指導者に習熟した指導者の養成を図ることを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動への振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月2日（火）～8月5日（金） <第2回> 8月23日（火）～8月26日（金） <第3回> 3月21日（火）～3月24日（金）	4日	120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得が可能である。

新編 金匱要略 卷之二

(その他) 平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。

平成17年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）  
研修会日程表

	平成17年				平成18年							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
障害者地域生活支援技術研修会（身体障害者コース） 主催：(財)日本障害者リハビリテーション協会										13～16 火 金		
障害者地域生活支援技術研修会（知的障害者コース） 主催：(財)日本障害者リハビリテーション協会										② 10～13 火 金		
障害者施設職員研修会										②下記（注1） 参照 4～6 木 火		
身体障害者福祉センター等職員研修会										①幹部職員 7～9 木 火		
障害者保健福祉サービス研修会 コーディネーションコース～身体障害者コース～										①ハーフカース 5～8 火 金		
障害者保健福祉サービス研修会 コーディネーションコース～知的障害者コース～										②ハーフカース 21～24 火 金		
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会										②ハーフカース 19～22 火 金		
障害者スポーツ指導員養成研修会【学生対象】 (注2)										①8月 2～5 火 金	②8月 23～26 火 金	③ 21～24 火 金

※上記の日程は都合により変更することがあります。

(注1) OT、PT、スポーツ指導員、レクリエーション指導員、看護師等で機能訓練及び健康管理に携わる者対象

(注2) 日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生対象

(その他) 平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。

◎障害者地域生活支援技術研修会は、独立行政法人福祉医療機構の助成により行っているものです。

## 相談事業のお知らせ

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、障害者及びその関係者の方々を対象に相談事業を実施しております。

- ◆ 障害者福祉一般・年金に関する相談 毎日 9:00~17:00
- ◆ 義肢装具に関する相談 毎週木曜日 10:00~16:00

### 平成17年度「法律・年金相談」実施予定

日常生活で法律上の問題について、お悩みはありませんか。

年金について分からることはありますか。

ぜひ戸山サンライズの法律・年金相談をご活用下さい。

当センターでは、毎月1回特別相談日を設け、専門家が法律と年金に関する様々な問題に、明快にお答えしています。料金は無料です。どうぞお気軽にご利用下さい。

法律相談	弁護士	野村 茂樹 先生
年金相談	社会保険労務士	高橋 利夫 先生

4月13日(水)	5月11日(水)	6月8日(水)
7月6日(水)	8月3日(水)	9月14日(水)

※時間は、13:00~16:00です。

※相談方法：来所・文書・電話（FAX）・メールにて随時受付ておりますので詳細につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

電話 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621 E-mail nishida@abox23.so-net.ne.jp  
相談室担当 仲村・西田

#### 編集後記

いつも戸山サンライズをご愛読いただき誠にありがとうございます。

冬の寒さも柔らかくなり、ぽつぽつと梅の花が春の訪れを告げ始め、まもなく桜色一色の季節です。春を彩る桜の色、ほのかに漂う桜の香り、そして穏やかな陽気のぬくもりは、日々楽しく過ごせる喜びと幸せを感じさせてくれます。

さて、約20年間皆様に親しんでいただいております本誌は、来年度よりA4版で皆様のもとへお届けいたします。今後とも変わらぬご支援・ご協力を願いいたします。

(西田)

#### 戸山サンライズ（通巻第219号）

発行 平成17年3月10日（毎月10日発行）

発行人 （財）日本障害者リハビリテーション協会  
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03(3204)3611（代表）  
FAX. 03(3232)3621  
<http://www.normanet.net.jp/~ww100006/index.htm>